

がん患者医科歯科連携協定

三重県（以下「甲」という。）、三重県がん診療連携協議会（以下「乙」という。）、公益社団法人三重県歯科医師会（以下「丙」という。）は、がん患者における口腔ケアや歯科治療などの口腔管理を連携・協力して進めるにあたり、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、がん患者の口腔ケアや歯科治療などの口腔管理を連携・協力して行うことにより、がんの治療に際して発生する副作用・合併症の予防や軽減を図り、もって、がんの治療効果の向上やがん患者の療養上の生活の質の向上を目指すことを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（連携・協力事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次の事項について、連携・協力をを行う。

- (1) がん患者の口腔ケアや歯科治療などの口腔管理に関し、患者のがんの治療方針や治療状況に係る情報が適切に提供される等、県内のがん診療連携拠点病院及びがん診療連携推進病院と地域の歯科医療機関との連携を図ること。
- (2) がん患者の状態に応じた適切な口腔ケアや歯科治療などの口腔管理が行われるよう、人材の育成を行うこと。
- (3) 前二号の事項を円滑に行うため、定期的に会合を開催すること。

（個人情報の保護）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に係る業務上知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。また、本協定の有効期間満了後も同様とする。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は締結日から平成26年3月31日までとし、期間の満了1か月前までに甲、乙又は丙のいずれかから終了の申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲、乙又は丙のいずれかから、本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲、乙及び丙間で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

平成25年6月24日

甲 三重県津市広明町13番地

三重県

三重県知事

金木 英敬

乙 三重県津市江戸橋2丁目174番地

三重県がん診療連携協議会

会長

竹内 茂

丙 三重県津市桜橋2丁目120番地の2

公益社団法人三重県歯科医師会

会長

山本 正博